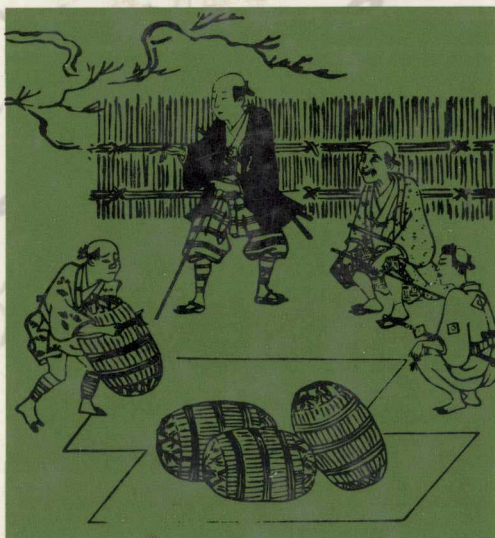


日本經濟史

—幕藩体制の經濟構造—

岡 光夫・山崎隆三編著



ミネルヴァ書房

日本經濟史

——幕藩体制の經濟構造——

岡 光夫・山崎隆三編著



ミネルヴァ書房

日本経済史——幕藩体制の経済構造——

1983年3月31日 初版第1刷発行

検印省略

定価はカバーに
表示しています

編 者 岡 山 崎 光 隆 夫

発 行 者 杉 田 信 夫

印 刷 者 河 北 喜 四 良

発行所 株式会社 ミネルヴァ書房

607 京都市山科区日ノ岡堤谷町1

電 話 (075) 581-5191(代表)

振替口座・京 都 2-8076番

©岡 光夫・山崎隆三, 1983.

河北印刷・酒本製本

3033-56004-8028

はしがき

現代における近世封建社会の研究は、一方では石高制を編成原理とする幕藩制社会の特殊な構造を追求するとともに、他方では中世から近代にいたる日本社会の発展の中で、近世という時代の果たした前進的な役割を説明することが注目されつつある。すなわち近世社会は、封建社会として、かなり高度な商品経済を内包しながらしかも二百数十年にわたって存続した強固な体制をもつという、きわめて個性的な構造にあるとともに、近代社会への推転の前提となるべき多くの要素を胚胎しつつあったという点で、ヨーロッパやアジア諸国の封建社会とはまたちがった特異な存在であったことが重要視されているのである。

本書は、このような近世封建社会の経済構造を政治・社会構造との総合的関連の中でとらえ、世界史の中での日本「近世」の特色を説明することを課題としている。そのため、近世経済構造を構成する最も主要な要素である都市と農村、それらを全国的規模で結びつけている商品流通と交通組織、そしてこの基礎構造の上にたつ幕府諸藩の財政構造、さらに経済構造に規定されそれを反映する階級関係等について、それぞれ各専門分野で活躍されている第一線の研究者に執筆を委嘱したのである。すなわち、第一章ではまず近世社会の成立過程を通じてそれ以前の社会と区別された近世社会の特質、第二章では城下町を中核とする近世都市とその農村との接点としての在町の展開、第三章では海陸交通機関の画期的発展とそれにもなう運輸業の変遷、第四章では近世特有の全国の商品流通構造とそれに不可欠の通貨・為替・度量衡の整備、第五章では近世経済の基礎をなす農業について生産力の発展と商品化、第六章では近世農村社会の細胞ともいふべき村落共同体の特徴とそこから発生してくると新しい地主小作関係の形成、第七章では幕藩財政構造とその窮乏化にもなう幕藩政改革、第八章では多様な

農民闘争の諸形態の分析、そして最後に第九章では開港の衝撃による近世社会の最終的な崩壊過程と明治維新後の近代への展望を、それぞれ主題として叙述されている。

このように本書では、近世経済史を編年的に叙述するのではなく、近世社会のはじめと終りをまとめた序章と結章とを除く第二―八章においては、各章の主題についてそれぞれ近世初期から幕末期までの展開を追求している。つまり各章が都市史・交通史・商品流通史・農業史・農村史・地主制史・幕藩政史・農民一揆史の通史となっているのが特徴である。各章は相互に関連はあり、また性質上若干の重複する部分のあることは避けることはできなかったが、しかし各章の主題ごとに近世史の発展をとらえることができるのは便宜かと思われる。さらに一言するならば、本書は、単に専門の知識を通俗化した概説書に終わらせることなく、経済史研究の最新の成果をとり入れた上で、積極的な問題提起をして、専門研究者にもなにごとに興味あるものになりたい、というのが編者のねがいであったが、各執筆者のご協力によってそれは果たされた。そのことを行間から読みとっていただければさいわいである。また利用した文献については、紙面の都合で出典を省略したものもありますが、御寛容を賜わりたい。

なお各章末には、主要な参考文献をあげてその解題を付し、また巻末には近世経済史の各分野での流れを総合的に、かつ世界史との関連において理解するために、簡単な年表をつけた。

一九八三年三月

編
者

第一章 織豊政権から幕藩体制へ

第一節 近世社会の特質……………一

(1) 近世成立の意義……………一

(2) 近世社会の基盤……………三

(3) 近世封建制と国家……………四

(4) 統一政権の歴史的位置……………六

第二節 太閤検地と石高制……………七

(1) 太閤検地の実施……………七

(2) 登録人の性格……………一〇

第三節 近世都市と商工業組織の編成……………二

(1) 戦国期の都市繁栄……………二

(2) 織田政権の商工業政策……………三

(3) 豊臣政権の商工業政策……………六

(4) 近世都市と市場構造……………七

(5) 鎖国への道……………九

第四節 身分制社会の確立……………二

(1) 兵農商農分離……………二

(2) 士農工商……………三

第二章 近世都市の展開

第一節 中世末の都市……………三七

(1) 戦国時代の経済構造……………三七

(2) 戦国時代の都市・町場……………三九

第二節 近世都市の成立……………三三

(1) 近世城下町の建設……………三三

(2) 幕藩権力の城下町発展策と初期豪商……………三四

(3) 在町・港町などの変化……………三七

第三節 近世都市の発展……………三六

(1) 三都の発展……………三六

(2) 城下町の発展……………四一

(3) 町人の負担と都市問題……………四四

第四節 近世都市の動揺……………四七

(1) 三都の動揺……………四七

(2) 城下町の衰退と在町の発展……………五〇

(3) 都市騷擾の激化と近世都市の終末……………五三

第三章 交通の発達

第一節 近世海運の成立と領主米輸送……………五五

(1) 近世交通の特質……………五五

(2) 敦賀・小浜コースと初期豪商……………七

(3) 加賀藩の大坂廻米……………七

(4) 東廻り・西廻り航路の開発……………六

第二節 公用運輸機構の整備と陸上・河川交通……………六

(1) 五街道と脇往還……………六

(2) 陸上交通と飛脚問屋・駄賃稼ぎ……………六

(3) 河川交通の発達と川船……………六

第三節 上方・江戸間海運と菱垣廻船・樽廻船……………三

(1) 江戸十組問屋の結成と菱垣廻船……………三

(2) 樽廻船の活躍と積荷協定……………三

(3) 天保改革以後の菱垣廻船・樽廻船……………六

第四節 松前交易と北前船……………八

(1) 場所請負と近江商人……………八

(2) 荷所船から買積船へ……………八

(3) いわゆる北前船主の台頭と幕末期の状況……………八

第四章 全国市場の成立

第一節 幕藩社会と社会的分業……………九

(1) 石高制と社会的分業……………九

(2) 藩領域経済圏の構造……………九

(3) 三都——中央市場の構造……………六

第二節 全国流通機構の整備	101
(1) 通貨と為替	101
(2) 度量衡の統一	104
第三節 都市商業の発達と新興商品	106
(1) 都市における商品流通の発展	106
(2) 問屋制の成立と株仲間結成	112
(3) 新興商人の台頭	116
第五章 農業生産の発展	
第一節 小農技術の展開	118
(1) 耕地の拡大——新田開発	121
(2) 農具の改良	125
(3) 肥料の確保と施用法	129
(4) 稲の品種の多様化	133
第二節 農業の集約化と農書の出現	133
(1) 土地改良と二毛作の展開	133
(2) 商業的農業の成立	136
(3) 農書の出現	139
第三節 近世後期先進地の農業	143
(1) 米の生産過剩現象	143
(2) 綿作地域の拡散	145

第四節	近世後期に前進した農業	四〇
-----	-------------	----

(1)	養蚕業の展開	四〇
(2)	製糖業の展開	四一

第六章 村落共同体と地主制

第一節	近世村落共同体の形成	四一
-----	------------	----

(1)	村と共同体	四一
(2)	小農経営の成立と村落共同体	四二
(3)	村落共同体の諸類型	四三

第二節	地主小作関係の展開	四六
-----	-----------	----

(1)	近世初期の地主小作関係	四六
(2)	質地地主小作関係の形成と定着	四七
(3)	新田地主小作関係の形成	四八

第三節	商品経済の発展と農民層分解	四九
-----	---------------	----

(1)	商品経済発展の段階と地域	四九
(2)	農民層分解の二つの型	五〇
(3)	幕府諸藩の地主制への対応	五一

第四節	近世村落共同体の変容	五一
-----	------------	----

(1)	村落共同体変容の地域的特質	五一
(2)	近世村落共同体と地主制	五二

第七章 幕藩財政と諸改革

第一節 幕政の動向と享保改革……………一六

(1) 幕領の構造……………一六

(2) 幕政の動向……………二〇

(3) 享保の改革……………二四

第二節 藩財政の窮乏と中期藩政改革……………二七

(1) 藩財政の窮乏……………二七

(2) 中期藩政改革の展開……………三〇

(3) 殖産興業政策の展開と藩専売制……………三三

第三節 幕政の動揺と寛政・天保改革……………三五

(1) 田沼政治……………三五

(2) 寛政の改革……………三七

(3) 天保の改革……………三九

第八章 農民一揆の形態と展開

第一節 幕藩体制成立期の農民闘争……………三五

(1) 中世の一揆より近世の一揆へ……………三五

(2) 土豪一揆と島原・天草一揆……………三七

(3) 退転百姓……………三〇

第二節 闘争の組織性と広域化への道……………三三

第九章 幕藩体制の崩壊と明治維新

第一節 開 国……………二五三

(1) 世界市場への編入……………二五三

(2) 貿易の進展……………二五五

第二節 幕藩体制の崩壊……………二六二

(1) 自由貿易と幕府の対応……………二六二

(2) 諸藩貿易の進展……………二六六

第三節 明治維新への展望……………二七三

(1) 欧米的貨幣制度への転換……………二七三

(2) 農民的商品生産の発展……………二七六

(1) 初期村方騒動の意義……………二八三

(2) 代表越訴型より惣百姓型闘争へ……………二八三

(3) 全藩一揆への拡大……………二八五

第三節 幕藩体制崩壊期における闘争の多様化……………二八七

(1) 村方騒動……………二八七

(2) 国 訴……………二九〇

(3) 大塩の乱……………二九二

第四節 体制変革と一揆……………二九七

(1) 闘争の激化と世直し一揆への展開……………二九七

(2) 百姓一揆研究から学ぶもの……………三〇〇

第一章 織豊政權から幕藩体制へ

第一節 近世社会の特質

(1) 近世成立の意義

一六世紀後半、戦国動乱の中から織田・豊臣・徳川の統一政權がでて、近世社会が成立した。この近世社会の成立はどのような歴史的意義を持ち、どのような社会であったろうか。研究史をふりかえってみよう。

旧来の政治史・文化史では政權の所有者や所在地をとってよんだから、この時代は織豊時代、徳川時代あるいは安土桃山、江戸時代とされた。このような名称は必ずしも時代とその社会の内容を検討したものではなかった。こうした問題に着目し、近世という呼称をはじめて使ったのは、内田銀蔵『日本近世史』（同文館、一九二二年）であった。そこでは大正デモクラシーの風潮を受けて、国民生活の發展を基準にした時代区分をおこない、近世社会の成立を評価したのであった。たしかに中世から近世への移行は、社会組織なり經濟發展の上でも、明らかな段階差があったというる。

さて、このような近世社会の成立と特質を世界史の流れの中で位置づけたのは、マルクス主義歴史学であり、

社会経済史学などの分析であった。一九二〇～三〇年代、恐慌と軍国主義化の動きの中で、それに反対して急速に台頭してきたマルクス主義歴史学は、近世社会を、封建制の社会と考え、日本近代の前提とくに日本資本主義の前身として科学的な分析をおこなった。野呂栄太郎は『日本資本主義発達史』（岩波文庫版、一九三〇年）において、日本中世から近世への移行を「封建制度の内的矛盾の発展過程」とみ、それを封建制から中央集権的封建制度の成立、地域的封鎖性や複雑な搾取関係を一度破壊し、改めて再分割・再整理をおこなったこと、そして「徳川氏制覇の下に於ける制度は、封建制度そのものとは違ったものであるが、併し封建制度以外のものではない。

否封建的諸特質は、この時代に於て最も顕著なる形態を取って制度化された。併し、これは他面に於て、非封建的要素が次第に成長し、漸く封建制度の基礎を脅威せんとするに至ったことを意味する」と述べた。この野呂の定義は、近世社会の特質をよく捉え現在でもなお意義を失っていない。これによれば、近世の成立は封建制の再編によるものであり、近世社会には都市の成長をはじめ非封建的要素が生れているが、これを体制内に含みこんで成立した。そこでは封建的諸特質が明確に貫いている、と野呂は考えたのである。こうした理解は、また羽仁五郎によって、アジアにおける存在として日本では、政治的要因が強く、国家的規模への集中が専制的政治権力によってなされたことを指摘され、野呂説を補強した『明治維新史研究』岩波書店、一九五六年。このような研究の流れは、早川二郎により封建制再編成説として提唱され（『日本歴史読本』白楊社、一九三七年）、中村吉治らによって実証的にも研究が積み重ねられた^①。

これに対し、マルクス主義歴史学の中でも、近世社会の基底となる関係を「純粹封建的土地所有組織と零細農奴経済」と單純に割り切り近世社会を純粹な封建制とする見方も存在した。相川春喜はこれを農奴制後期の段階とみなながらも、頑強な農奴制的関係が一八世紀に至るまで再出され定着する過程であるとした（『徳川時代の土地所有制』『歴史科学』三巻七号、一九三四年六月）。こうした封建制・農奴制の強い社会であるという見解は、日中戦争・

太平洋戦争の暗い世相の中で有力になっていった。

(2) 近世社会の基盤

敗戦による日本民主化の動きの中で、学問研究の自由な発展がみられた。一九五〇年代には太閤検地論争・地主制論争がおこなわれ、さらに幕藩体制の諸特徴が分析された。とくに近世社会の基軸となり、日本近代の経済基盤の前提となると考えられた近世の土地所有制Ⅱ石高制を創出した太閤検地の研究は活潑であった。ここでは近世社会の特質についての諸説も展開された。

まず、安良城盛昭は農奴制成立説というべき主張をおこなった。彼は中世を「荘園体制社会」とみて、それは「アジア的な総体的奴隷制社会より封建社会に移行する過程に現われた、それ自身としては『古代的』本質を有する特殊な過渡的社会」であり、「家父長的奴隷制」による奴隷制的生産関係が主要な経済制度である社会とみたのであった。そして太閤検地により奴隷制的生産関係が体制的に否定され、農奴制が成立したと考えた。つまり中世は「古代」的性格を持ち、近世で封建制の基礎である農奴制が成立したという説であった。⁽²⁾

宮川満は、近世社会を農奴制から隷農制へと転化する時期であると捉えた。ヨーロッパにもみられる農奴身分からの解放を太閤検地に適用したのであり、純粹封建制は隷農制段階の封建制であるとする藤田五郎の見解を援用している。この見解は封建制の展開過程として近世の成立を把握している点では正しいが、近世社会の諸特質をみる点で問題を持っていた。⁽³⁾

両者はいずれも太閤検地による農民経営の発展を評価しており、かつての再編成論とは対立するものであった。また近世封建制がヨーロッパ封建制と対比しても、「純粹」でかつ典型的なものとみる通念に制約を受けていた。しかし、従来ともすれば日本近代の前史として分析されたものが、ここで近世社会あるいは幕藩体制社会として、

封建制の中での一つの時代を画する社会として把握しようとする研究動向が定まった。そして、太閤検地で創出された石高制を軸にした領主―農民関係、農民経営の分析を前提にして、軍役論、市場構造論など多角的な分析がおこなわれるようになった。そして、両説にみられる近世の成立についての考え方は再編成説とともに、現在の学説の主要な流れとなっている。⁽⁴⁾

(3) 近世封建制と国家

一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、近世社会の研究は多様化した。日本近代化の前提として、その社会の発展を評価する傾向も現われ、早期近代国家であるとする論者もみられた。農奴制成立論がなお一定の影響力を持っていることを考えると、近世社会理解の振幅の度あいはきわめて大きいといってよい。ここでは現在の研究状況をふまえて、近世社会の成立について述べておこう。

近世社会は中世社会における経済的発展や封建領主制の展開の中で成立した。しかも中世末期には戦国動乱とよばれる領主間の抗争がなされただけでなく、畿内近国で土一揆・国一揆あるいは一向一揆が起り、あるいは自治都市が生れるなど明らかに中世封建支配体制は動揺していた。このような状況をおさえて、新たな封建支配をうちたてることが必要であったが、それは中世国家権力を構成していた公家・寺社・武家のうち、武家領主が軍事力による専制支配をおこなう形で実現した。

中世にも武家権力として、鎌倉幕府・室町幕府があった。室町幕府では將軍足利義満がすでに事実上の国王であると評価されているように、国家権力を掌握しているが、しかし公家・寺社を完全に支配下に入れてはいないし、家臣である守護大名は地域権力として自立性を保っていた。まして戦国動乱期には將軍は京都周辺での支配は保持したものの、その他の地域では有名無実化し權威として存続するにすぎなかった。織田信長は戦国大名と

して在地に強い権力をうちたてるとともに、中央に進出し、室町幕府を追って、將軍権力をも継承した。信長は武家の棟梁として封建領主権力を代表するとともに、右大臣兼右近衛大将として朝廷の重職にあり、国家権力を事実上掌握したのであった。信長の跡を受けた羽柴秀吉は、関白・太政大臣となったが、関白は天皇の代理者としての地位であり、これによって秀吉は武家領主の頂点にあるだけでなく関白として公家の筆頭に立ち、名実ともに国家権力の最高の地位についた。徳川氏は征夷大將軍の地位にあったから、形式的にいえば武家の棟梁となるが、この豊臣秀吉の権力を継承して国王の地位に立ち、政治・外交・軍事などの権力を握った。天皇は征夷大將軍を任命したが、これはまったく形骸化しており、政治の実権は奪われ、単なる權威として存続するにすぎなかった。⁽⁵⁾

このように統一権力が国家権力を掌握したため、近世封建制では国家支配と封建支配が密接なものとなった。本来、封建的主従関係は將軍や大名と家臣の間に結ばれる個人的（私的）な関係であるが、將軍が国家最高の権力者となったため、封建的關係が国家支配における公的な関係と結びついたのである。たとえば、將軍が大名に与える知行は、封建的主従関係によるものであるが、それはまた国家支配者として、大名に地域支配を委ねたものであった。このような情況は、古代律令制における中央集権的な国家体制が、中世にも大きな影響力を与えており、中世国家権力を構成していたため、戦国期の社会的動揺を克服しようとした統一権力が、この国家権力を掌握し利用して、新たな体制をうちたてようとしたことを示している。

中世封建制の矛盾をこのような形で克服する中で、近世封建制には中世とは異なった特色が生れた。兵農分離により在地領主制が解体し、武士は故郷を離れ、屋敷や本領地を失って城下町に集められた。⁽⁶⁾大名はたしかに一定の地域を知行しているが、それは石高制による支配権を中心とした領有といわれるものであり、一般の武士は米・金などを俸禄として与えられたにすぎなかった。在地を基盤とする封建領主制はここで明らかに変質してい